横浜市（令和４年８月版）

未熟児養育医療給付制度のご案内

未熟児養育医療給付制度とは

未熟児が指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合の医療費自己負担分を、公費負担する制度です。

対象者

横浜市に住所を有する**未熟児**（出生時の体重が少ない、あるいは早産などで身体の発育が未熟なまま生まれた０歳児で、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの）で、下記のケース①または②に該当し、各都道府県・政令市・中核市等が指定する「指定養育医療機関」において入院養育を受ける必要のあるお子さんが対象になります。（一度も退院していない場合に限ります。）疾患等により新生児集中治療室（NICU）で入院治療を受けていても、未熟児でないお子さんは対象となりません。

※お子さんが入院した医療機関が「指定養育医療機関」であるか不明な場合は、横浜市公式ホームページ（https://www.city.yokohama.lg.jp/）または裏面に記載の各区役所こども家庭支援課でご確認いただけます。（市外の医療機関については所在地の自治体にお問い合わせください。）

対象となるケース・症状

次の①②いずれかに該当し、**入院養育が必要な未熟児**であると指定養育医療機関の医師が認めたもの

① 出生時体重が**2000グラム以下**

② 身体発育の未熟性に起因する次のいずれかの症状がある

※次の症状があっても、**未熟児と診断されていない場合は対象外となることがあります。**

未熟児でないお子さんの治療は、他の制度の対象となる場合もありますので、ご相談ください。

一般状態	・運動不安、痙攣 ・運動が異常に少ない
体温	・摂氏 34 度以下
呼吸器 循環器	・強度のチアノーゼが持続 ・チアノーゼ発作を繰り返す ・呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向 ・呼吸数が毎分 30 以下 ・出血傾向が強い
消化器	・生後 24 時間以上排便がない ・生後 48 時間以上嘔吐が持続 ・血性吐物、血性便がある
黄疸	・生後数時間以内に出現 ・異常に強い黄疸がある

給付対象期間等

養育医療の期間は、医師が意見書に記入した診療予定期間の範囲内（最長で１歳の誕生日の前々日まで）で決定します。ただし、**期間満了前に退院または市外へ転出された場合は、その時点で終了となります。**また、一度退院して再入院した場合も対象となりません。他の指定養育医療機関に**転院**する時は、新たに転院先医療機関の医師による**養育医療意見書**を添えて**継続申請**の手続きが必要です。

対象となる医療の範囲、保護者負担

指定養育医療機関における**入院治療費**（診察・薬剤又は治療材料・医学的処置・手術およびその他の治療・病院又は診療所への収容・移送）の**健康保険適用後の自己負担分**及び、入院時食事療養費標準負担額（入院中のミルク代の自己負担分）が対象となります。

養育医療給付には保護者負担があり、負担額は世帯の所得（扶養義務者全員の市町村民税所得割額を合算した額）によって決定しますが、**養育医療券を医療機関に提示すると、**この保護者負担分は横浜市の「小児医療費助成」として、保護者に代わり横浜市が直接負担しますので、会計時に徴収されません。

★注意事項★

●医療機関で精算済みの医療費は、養育医療で払い戻しを受けることはできません。**申請中に退院が見込まれる場合**は、入院費精算の時期や方法について、退院前に医療機関にご確認ください。

●移送費については、別途申請が必要になります。先に健康保険への請求手続きをしてください。

●おむつ代や差額ベッド代などの、**保険適用外の費用は給付の対象になりません。**

申請及び決定、決定後の手続き

未熟児養育医療給付を受けるためには申請が必要です。お住まいの区の**区役所こども家庭支援課**へ書類を提出してください。下記の**①②③の様式は横浜市公式ホームページからダウンロードもできます。**

申請が受理され、審査の結果、給付が決定した方には、申請から３～４週間で**養育医療券**を、給付が却下となった方には**給付却下決定通知書**を、それぞれ区役所から普通郵便で郵送します。**養育医療券は、医療機関窓口に提示**することで制度が適用されます。提示しないと通常の保険診療扱いとなりますので、必ず提示してください。給付却下決定通知書が届いた方は、医療機関に伝えて入院費を精算してください。養育医療券または給付却下決定通知書が届いた時点で、**すでに退院している場合も、すみやかに医療機関に結果を伝え**、医療機関の指示に従って手続きをしてください。

申請に必要な書類

★様式は横浜市公式ホームページからダウンロードできます。区役所窓口でもお渡ししています。

★二人以上の申請をする場合、**お子さん一人ごとに**申請書と添付書類をご用意ください。

	書類名称	説　　明
①	養育医療給付（新規・継続）申請書	◆保険証の番号等は正確にご記入ください。
②	養育医療意見書	◆入院した指定養育医療機関の医師が記入します。 ◆横浜市の様式と同じ項目がすべて網羅されている場合に限り、横浜市以外の意見書様式も使用できます。
③	世帯調書	◆**別居（単身赴任等）**の保護者も含め、**同一生計の方全員**を記入してください。
④	市町村民税課税証明書 ◆判定に必要な課税年度に横浜市で課税されていた方は不要です ◆お子さんと**同一生計**の扶養義務者**全員**分（別居の保護者を含む。）**扶養人数や控除内訳が省略されていないもの** ◆**【！注意！】**源泉徴収票・確定申告書控・税額通知書は、養育医療の申請では**使えません。** ◆生活保護世帯の方は保護証明書 ◆海外在住の方は、ケースによって提出書類が違いますので、窓口にご相談ください。（右欄参照）	◆課税証明書は、新規の場合も転院の場合も、**判定に必要な課税年度のもの**が必要です。１月１日に住所のあった市町村で交付を受けてください。 【判定に必要な課税年度】 申請月が　４～６月・・・前年度の課税証明書 　　　　　７～３月・・・当年度の課税証明書 ◆**１月１日に海外在住**で課税がなかった方については、**１月１日に海外在住であったこと**を証明する書類と、**前年１月から 12 月までの収入額**を確認できる書類 →会社員の方の例：勤務先が発行する**海外勤務（期間）証明書**と前年１～12月の**給与支払額証明書**などが必要になります。※詳しくは申請窓口にお尋ねください。
⑤	**お子さん本人の**健康保険証と、 保護者のマイナンバー確認書類 ※確認書類がマイナンバーカード以外（マイナンバー通知書や住民票）の場合は、ご本人確認のため顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証やパスポート等）も必要です。	◆お子さんが生まれてから養育医療を申請するまでの間に**健康保険が変わった方**は、変更前の保険証の番号等を控えたものも必要になります。 ◆申請者（保護者）のご本人確認と申請書記載事項確認のため、窓口にマイナンバーカードや身分証明書をご提示ください。

申請窓口・お問い合わせ先

お住まいの区の区役所こども家庭支援課（市外局番は045）

	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号
青葉区役所	978-2459	978-2422	瀬谷区役所	367-5760	367-2943
旭区役所	954-6122	951-4683	都筑区役所	948-2320	948-2309
泉区役所	800-2418	800-2513	鶴見区役所	510-1797	510-1887
磯子区役所	750-2415	750-2540	戸塚区役所	866-8466	866-8473
神奈川区役所	411-7112	321-8820	中区役所	224-8172	224-8159
金沢区役所	788-7785	788-7794	西区役所	320-8468	322-9875
港南区役所	847-8410	842-0813	保土ケ谷区役所	334-6297	333-6309
港北区役所	540-2340	540-2426	緑区役所	930-2332	930-2435
栄区役所	894-8410	894-8406	南区役所	341-1148	341-1145
		横浜市役所健康福祉局医療援助課		671-4115	664-0403